

鳥取市農業経営基盤強化資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画または果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けている者及び認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（以下「認定農業者」という。）が効率的・安定的な経営体を目指し、経営改善のための計画に即して、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付6農経A第665号農林水産事務次官依命通達）に基づく農業経営基盤強化資金（以下「農業経営基盤強化資金」という。）を借り受けた場合において、当該認定農業者の利子負担の軽減を図るため利子補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年4月鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 認定農業者が貸付けを受けた農業経営基盤強化資金について補助する利子補助金の額は、第1号に掲げる額に第2号、第3号又は第4号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、貸付決定が平成22年4月23日から平成24年3月31日の間に行われた農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）に定める資金を除き、かつ、当該貸付決定に係る貸付額が500万円を超えるものに限る。）のうち、個人にあっては1億円以下、法人にあっては3億円以下のものについては、貸付当初5年間について、第1号に掲げる額に第3号に掲げる率を乗じて得た額（貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とし、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を補助するものとする。

- (1) 毎年1月1日から12月31日までの期間において発生した償還利息の計算の基礎となった額（延滞額を除く。）
- (2) 貸付決定又は貸付実行年度が平成21年度以前のものについては、貸付けを受けた年利
率から、農山漁村振興緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成2年3月29日付農経
A第321号農林水産事務次官依命通知）に基づき設置された農山漁村振興基金からの利
子助成率及び次に掲げる利率を減じた率

ア 貸付決定又は貸付実行年度が平成12年度から平成14年度までのもの 次の表の
左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

償還期限	貸付実行後の期間	利率
11年以上	7年以内	0.5%
	8年以上	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率
11年未満	5年以内	0.5%
	6年以上	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

イ 貸付決定又は貸付実行年度が平成15年度から平成17年度までのもの 次の表の
左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

償還期限	貸付実行後の期間	利率
11年以上	7年以内	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率から1パーセントを減じた率（当該利率が0.5パーセントを下回る場合 にあっては、0.5パーセント）
	8年以上	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率
11年未満	5年以内	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率から1パーセントを減じた率（当該利率が0.5パーセントを下回る場合 にあっては、0.5パーセント）
	6年以上	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

ウ 貸付決定又は貸付実行年度が平成21年度以前のもので、かつ、ア及びイ以外の場合
別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

(3) 貸付決定が平成22年4月23日から平成23年3月31日までの間のものについては、
貸付を受けた年利率から、農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱（平成2
年3月29日付け2農経A第321号農林水産事務次官依命通知）に基づき助成した利子
助成率を減じた率

(4) 貸付決定が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間のものについては、
貸付を受けた年利率から、平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施
要綱（平成23年4月1日付け22経営第7269号農林水産事務次官依命通知）に基づ
き助成した利子助成率を減じた率

(交付申請)

第3条 利子補助を受けようとする認定農業者は、補助金等交付申請書に事業計画書及び収支
予算書（様式第1号）を添付して毎年度1月末日までに、規則第12条の規定による報告と
併せて市長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、農業経営基盤強化資金に係る利子補助金の交付決定通知書（様式第2号）を
毎年度3月末日までに、認定農業者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年3月3日から施行する。

附 則

平成7年3月3日より施行した要綱は、一部改正のうえ、平成12年1月1日から施行する。

附 則

平成12年1月1日より施行した要綱は、一部改正のうえ、平成12年6月1日から施行す
る。

附 則

平成12年6月1日より施行した要綱は、一部改正のうえ、平成13年6月14日から施行す
る。

附 則

平成13年6月14日より施行した要綱は、一部改正のうえ、平成17年7月1日から施行す
る。

附 則

平成17年7月1日より施行した要綱は、一部改正のうえ、平成23年3月14日から施行し、
平成22年度補助事業から適用する。

附 則

平成23年3月14日より施行した要綱は、一部改正のうえ、平成23年8月3日から施行し、
平成23年度補助事業から適用する。

別表（第2条関係）

償還期限	財政融資資金金利	利 率
20年以上	2.0%未満	財政融資資金金利
	2.0%以上5.0%未満	2.0%
	5.0%以上6.5%未満	2.5%
	6.5%以上	3.0%
20年未満	2.0%未満	最優遇金利又は財政融資資金金利のいずれか低い利率
	2.0%以上5.0%未満	最優遇金利又は2.0%のいずれか低い利率
	5.0%以上6.5%未満	最優遇金利又は2.0%のいずれか低い利率
	6.5%以上	最優遇金利又は2.0%のいずれか低い利率

- (注) 1 「財政融資資金金利」とは、農林漁業金融公庫が財政融資資金から約定期間20年（うち据置期間3年）で借り入れる資金の利率をいう。
- 2 「最優遇金利」とは、財政融資資金からの約定期間に応じた借入金利（据置期間なし）に0.15パーセントを加えた金利（ただし、長期信用銀行（長期信用銀行と合併した普通銀行を含む。）3行の5年物利付債権クーポンの平均値を下限とする。）をいう。

鳥取市農業経営基盤強化資金利子補助金交付要綱の取り扱いについて

平成12年1月11日

市長は、農業経営基盤強化資金を借り受けた認定農業者が当該資金の償還中に農業経営改善計画等の再認定の手続きを行わなかった場合も、認定農業者とみなし利子補助金を交付するものとする。